

<報 告>

第8次埼玉県地域保健医療計画（小児医療）について

# 第8次埼玉県地域保健医療計画（小児医療）について

## 策定過程

- ◆ **小児医療部会での御審議（令和5年7月）**
- ◆ **地域保健医療計画推進協議会での御審議（令和5年6月～令和6年1月）**
- ◆ **県民コメントの実施（令和5年10～11月）**

◆ **埼玉県医療審議会 中間報告（令和5年9月） 諮問・答申（令和6年1月）**

**埼玉県議会 議決（令和6年3月）**

# 小児医療の目指すべき姿について

## 計画期間

令和6～令和11年度（2024～2029年度）

## 目指すべき姿

- ◆ 小児患者及び家族が安心して良質な医療を受け、自分らしく暮らしていけるよう、小児救急医療を含めて常時小児の診療ができる体制を構築します。
- ◆ 子供の急な病気やけがに対する保護者の不安に対応し、救急医療機関の負担を軽減するため、小児救急電話相談やA I 救急相談の周知、子供の急病等の対応等について啓発を実施し、医療機関の適正受診を推進します。
- ◆ 身近な地域で夜間・休日に初期救急医療を受けられる体制の充実を図り、症状の重い小児患者には迅速かつ適切な救命措置を行うため、小児救命救急センターをはじめとした受入体制を強化していきます。
- ◆ 医療的ケア児が地域で安心して生活ができるよう、医師等の医療従事者に対する研修や医療的ケア児の在宅支援を担う人材の養成及び多職種連携体制を構築し、小児在宅医療の推進を図ります。

# 小児医療の主な取組について

## 主な取組

1. 急病時の対応等について健康相談・支援を実施する機能の充実
2. 初期小児救急医療及び日常的な小児医療を実施する機能（初期小児救急・一般小児医療）の充実
3. 第二次救急医療圏において中心的に小児医療を実施する機能の充実
4. 第三次医療圏において中核的に小児医療を実施する機能の充実
- 新** 5. 災害時等における小児及び小児患者への対応推進
- 新** 6. 医療的ケア児への対応推進

# 小児医療の主な取組について①

## 1. 急病時の対応等について健康相談・支援を実施する機能の充実

### ➤ 小児救急電話相談（#8000）

H30年度      R元年度      R2年度      R3年度      R4年度      R5年度  
118,546件 → 133,000件 → 86,775件 → 107,965件 → 115,821件 → 114,962件

### ➤ AI 救急相談（小児件数）

R元年度      R2年度      R3年度      R4年度      R5年度  
6,671件 → 5,636件 → 8,704件 → 10,596件 → 11,923件

### ➤ 子どもの救急ミニガイドブックの作成・配布

子どもの急な病気やけがの対処方法を分かりやすく示した「子どもの救急ミニガイドブック」を作成し、市町村の生後4か月までの全戸訪問や乳幼児健診などを通じて無償配布

（R5年度）39,010部

## 2. 初期小児救急医療及び日常的な小児医療を実施する機能（初期小児救急・一般小児医療）の充実

### ➤ 小児医療研修事業

小児科専門ではないが普段から小児患者を診ている内科医等に対して、実践的な小児救急医療の研修を実施

（R5年度）研修修了者13人

### ➤ 開業医による救急医療支援事業

地域の開業医が休日・夜間の外来患者を診察する協力体制を構築

（R5年度）4地区で実施

# 小児医療の主な取組について②

## 3. 第二次救急医療圏において中心的に小児医療を実施する機能の充実

### ➤ 輪番（小児救急医療支援事業）・拠点病院（小児救急医療拠点病院運営事業）

（H30年度）14地区で輪番又は拠点病院による体制整備、うち12地区が全曜日で実施  
→（R6年度）14地区で輪番又は拠点病院による体制整備、うち13地区が全曜日で実施

### ➤ 搬送困難事案受入医療機関支援事業

緊急又は重症の疑いがあると救急隊が判断した患者が2回以上受入れを断られた場合等に、原則として受け入れる医療機関の整備  
（R2年度）小児に特化した搬送困難事案受入医療機関を指定

### ➤ 救急医療情報システムの機能強化

医療機関と消防機関との相互連携のため、救急医療情報システムを活用

→医療機関が入力した応需情報を消防機関が閲覧し搬送先を選定することで、スムーズな搬送が実現

- ・タブレット端末活用（H26.4～）
- ・スマホ機能導入（H29.3～）
- ・転院支援メニューの導入（R2.4～）
- ・一斉照会機能の導入（R5.1～）
- ・動画・画像、チャット送信機能の導入（R7～実装予定）

# 小児医療の主な取組について③

## 4. 第三次医療圏において中核的に小児医療を実施する機能の充実

### ➤ 小児救命救急センター運営事業

重篤な小児救急患者に医療を提供する小児救命救急センターの運営に係る経費を補助

### ➤ 周産期母子医療センター運営事業

ハイリスク新生児などに高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターの運営に係る経費を補助

### ➤ 小児集中治療室設備整備事業

小児患者の適切な医療の確保のため、小児集中治療室として必要な医療機器等の購入を補助

### ➤ 小児集中治療室医療従事者研修事業

小児の集中治療に係る専門的な実地研修により、小児集中治療室で従事する小児の救命救急医療及び集中治療を担う医師等を養成

### ➤ ドクターヘリの運航状況(H19.10～)

H30年度	→	R元年度	→	R2年度	→	R3年度	→	R4年度	→	R5年度
632件 (うち小児50件)		471件 (うち小児41件)		435件 (うち小児35件)		420件 (うち小児37件)		457件 (うち小児41件)		409件 (うち小児57件)

#### (参考)

##### ■ 小児救命救急センターの指定状況

- ・ 埼玉医科大学総合医療センター(H28.3月指定)
- ・ 県立小児医療センター (H29.1月指定)

##### ■ 総合周産期母子医療センターの指定状況

- ・ 埼玉医科大学総合医療センター(H8.11月指定)
- ・ さいたま赤十字病院・県立小児医療センター (H29.1月指定)

# 小児医療の主な取組について④

## 新 5. 災害時等における小児及び小児患者への対応推進

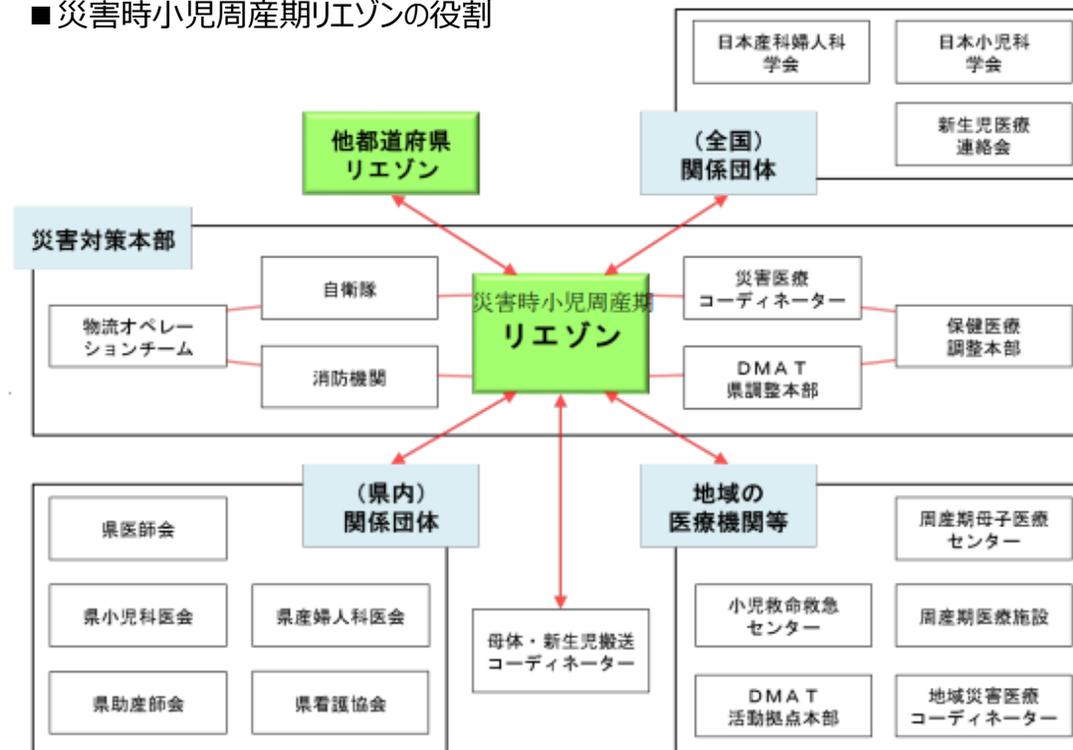
### ➤ 災害時小児周産期医療体制等整備事業

災害時に小児及び小児患者に適切な医療が提供できるよう災害時小児周産期リエゾン養成し、平時より訓練を実施

災害時には、県からの要請に応じて、保健医療調整本部などに参集し、小児・周産期医療に係る情報収集や搬送調整などを行う

(R6.4) 災害時小児周産期リエゾン 22名 (本部)

■ 災害時小児周産期リエゾンの役割



(出典)  
埼玉県保健医療部医療整備課  
「埼玉県災害時医療救護基本計画」

# 小児医療の主な取組について⑤

## 新 6. 医療的ケア児への対応推進

### ➤ 地域療育支援施設運営事業

NICU等に長期入院している小児が、家族とともに在宅で生活していくために必要な知識及び技術を保護者が習得するためのトレーニング等を行う地域療育施設の運営費を補助

### ➤ 日中一時支援事業（レスパイト入院）

NICU等に長期入院していた小児の在宅移行後、家族の介護等による負担を軽減するため、小児の定期的な医学管理及び一時的な受入れの体制を整備している医療機関に対して必要な経費を補助

### ➤ 小児在宅医療推進事業

医師・看護師・介護職員等に対し、小児在宅医療を行うために必要な研修を実施し、担い手育成を行う。また、県医師会や周産期医療施設、在宅医等の関係者による協議を行うための会議を開催

### ➤ 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

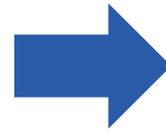
在宅で訪問診療を受けながら療養している患者（医療的ケア児含む）が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備するための経費の一部を支援

# 小児医療の指標について

## 指標 1

小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合

現状値 **2.8%**  
(令和3年(2021年))



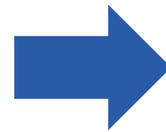
目標値 **2.0%**  
(令和11年(2029年))

※最新値(令和5年(2023年)) 3.4%(速報値)

## 指標 2

夜間や休日も小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合

現状値 **92.9%**  
(令和4年度末(2022年度末))



目標値 **100%**  
(令和11年度末(2029年度末))

※最新値(令和5年度末(2023年度末)) 92.9%

<参考資料>

小児医療を取り巻く状況について

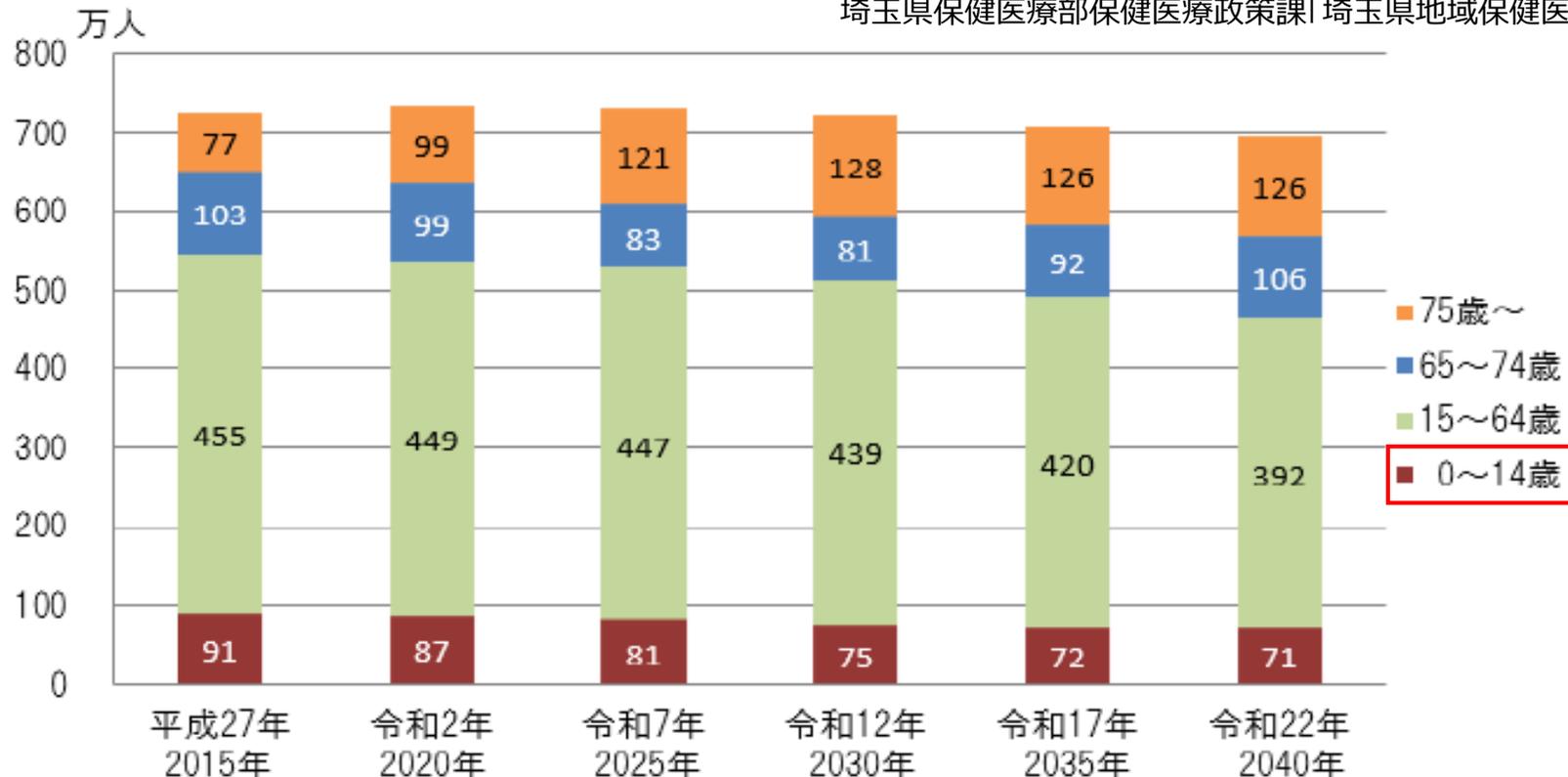
# 埼玉県の小児医療を取り巻く状況①

## 1. 本県の小児人口（0～14歳）の見通し

- 令和6年1月1日現在、本県の小児人口は、844,335人（前年比 ▲16,154人）
- 今後、小児人口は、ますます減少することが予想されている。

【図表 1-2-2-2 埼玉県の人口構成の見通し】

出典：埼玉県総務部統計課「町（丁）字別人口調査 令和6年1月1日現在 結果報告」  
埼玉県保健医療部保健医療政策課「埼玉県地域保健医療計画」



資料：令和2年までは国勢調査（総務省）、令和7年以降は埼玉県推計

# 埼玉県の小児医療を取り巻く状況②

## 2. 本県の乳児・新生児死亡の状況

- 本県の出生千人当たりの乳児死亡率は1.5人（全国1.8人）、新生児死亡率は0.6人（全国0.8人）
- 乳児及び新生児死亡率の年次推移をみると、長期的には低下傾向にある。

表－21 乳児死亡及び新生児死亡の年次推移

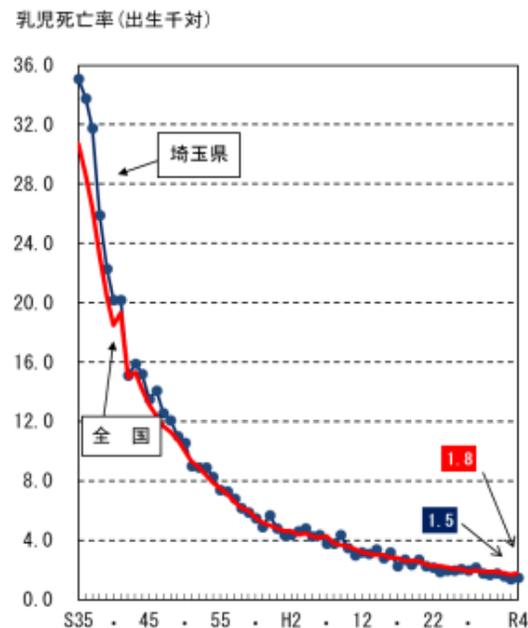
注：率は出生千対である。

		S35	40	45	50	55	60	H2	7
乳児	数	埼玉県 1 523	1 348	1 232	1 015	558	369	280	257
		全国 49 293	33 742	25 412	19 103	11 841	7 899	5 616	5 054
	率	埼玉県 35.1	20.2	13.5	10.6	7.4	5.5	4.4	3.8
		全国 30.7	18.5	13.1	10.0	7.5	5.5	4.6	4.3
新生児	数	埼玉県 955	931	869	673	369	228	168	124
		全国 27 362	21 260	16 742	12 912	7 796	4 910	3 179	2 615
	率	埼玉県 22.0	14.0	9.5	7.0	4.9	3.4	2.7	1.8
		全国 17.0	11.7	8.7	6.8	4.9	3.4	2.6	2.2

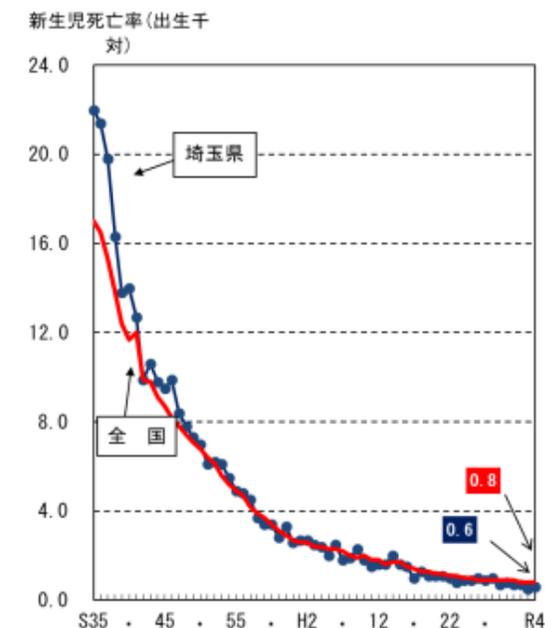
  

		12	17	22	27	R元	2	3	4
乳児	数	埼玉県 210	137	133	111	88	75	62	67
		全国 3 830	2 958	2 450	1 916	1 654	1 512	1 399	1 356
	率	埼玉県 3.2	2.3	2.2	2.0	1.8	1.6	1.4	1.5
		全国 3.2	2.8	2.3	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
新生児	数	埼玉県 105	61	62	48	36	32	21	27
		全国 2 106	1 510	1 167	902	755	704	658	609
	率	埼玉県 1.6	1.0	1.0	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6
		全国 1.8	1.4	1.1	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

図－16 乳児死亡率の年次推移  
(埼玉県・全国)



図－17 新生児死亡率の年次推移  
(埼玉県・全国)



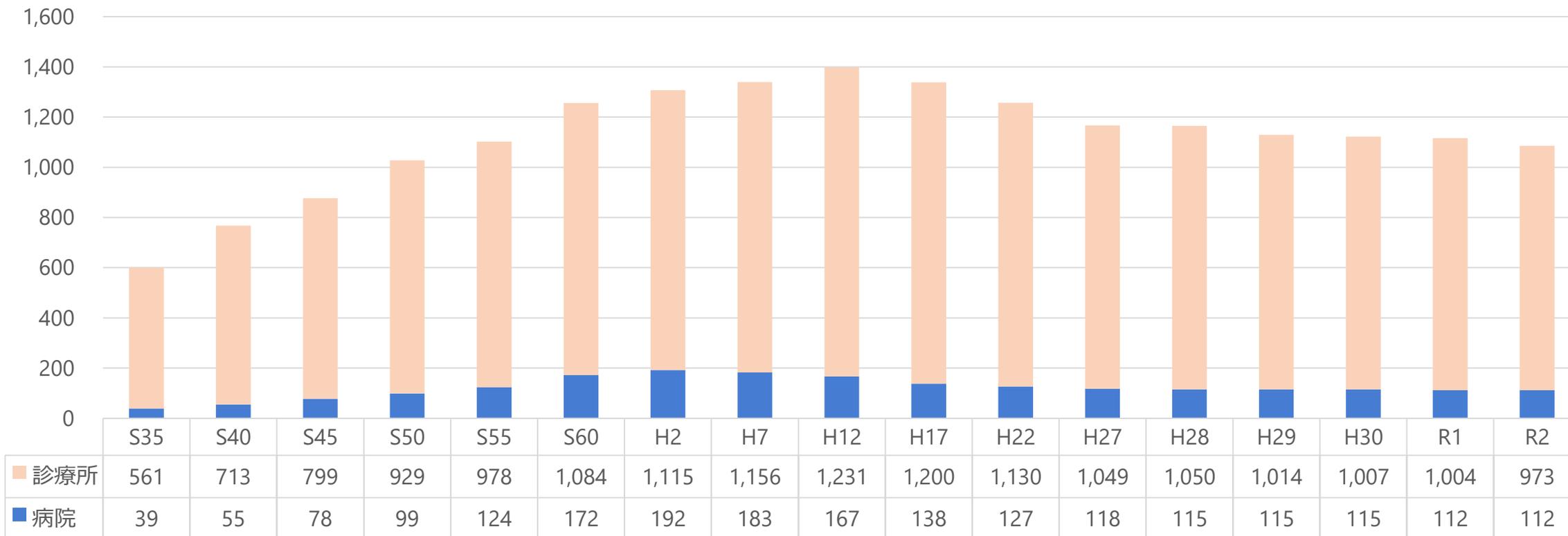
出典：埼玉県保健医療部保健医療政策課「令和4年埼玉県の人口動態概況（確定数）」

# 埼玉県の小児医療を取り巻く状況③

## 3. 本県の小児科標榜医療機関数の推移

- 本県で小児科を標榜している病院・診療所数は減少している。
- うち、小児の訪問診療を実施している医療機関数は、20施設となっている。（令和6年4月現在・医療整備課調べ）

埼玉県の小児科を標榜する病院数・診療所数の年次推移



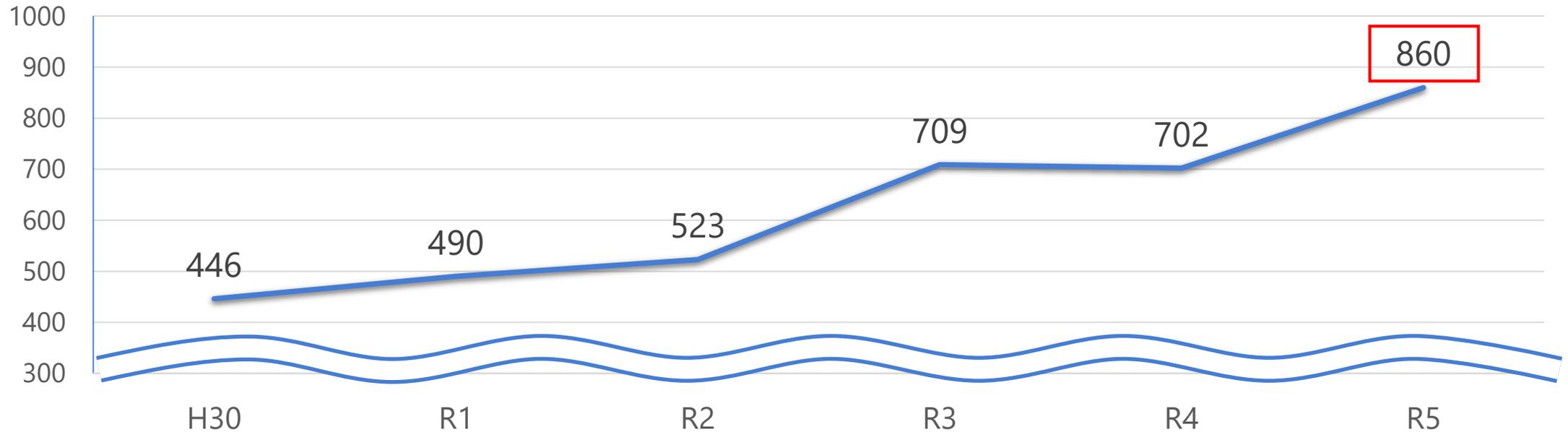
# 埼玉県の小児医療を取り巻く状況④

## 4. 本県の医療的ケア児の推移

- 本県の医療的ケア児は、860人である。(令和5年4月1日時点)
- 全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人(推計)で増加傾向にある。
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことである。

### 埼玉県内の医療的ケア児数の推移

(単位：人)



資料：こども家庭庁「医療的ケア児について」  
埼玉県福祉部障害者支援課「在宅障害児・者状況調査」

# 埼玉県の小児医療を取り巻く状況⑤

## 5. 本県の年齢区分別搬送人員について

- 令和4年の新生児・乳幼児・少年搬送人員は、33,466人であり、全体の約1割である。
- 新生児の搬送人員では、中等症の割合が高い。  
(構成比：79.1%)
- 他方、乳幼児・少年の多くは、軽症である。  
(構成比：乳幼児 80.9% / 少年 79.7%)

※ 少年：「満7歳以上満18歳未満の者」

第5-9表 事故種別・年齢区分別搬送人員

(令和4年/単位:人)

事故種別 年齢区分	令和 3年	令和 4年	火災	自然 災害	水難	交通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	その他
計	293,883	339,585	236	10	36	21,170	3,412	2,278	51,028	1,154	2,445	231,760	26,056
新生児	1,075	1,087				1			14			188	884
乳幼児	12,710	19,743	1		4	461		9	4,349	17		14,041	861
少年	9,741	12,636	10	1	6	1,976	17	1,339	1,980	74	170	6,605	458
成人	95,344	103,138	128	4	10	12,649	2,761	857	9,023	823	1,927	67,797	7,159
高齢者	175,013	202,981	97	5	16	6,083	634	73	35,662	240	348	143,129	16,694

第5-11表 年齢区分別・傷病程度別搬送人員

(令和4年/単位:人)

区分	令和4年	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者
計	339,585	1,087	19,743	12,636	103,138	202,981
死亡	4,444	2	10	7	589	3,836
重症	28,030	76	182	231	6,331	21,210
中等症	136,241	860	3,569	2,326	30,739	98,747
軽症	170,770	147	15,980	10,067	65,438	79,138
その他	100	2	2	5	41	50